

**東京農工大学職員組合**  
**小金井支部役員の選挙に関する規定**

第1条 小金井支部細則第7条によりこの規定を定める。

第2条 小金井支部役員の選挙に関しては、この規定に特に定めるほかすべて規約に準じて行う。

第3条

- (1) この支部の組合員は選挙において自ら立候補し、または推薦により立候補することができる。但し、推薦により立候補する場合には3名以上の推薦者を必要とする。
- (2) 組合員は立候補すると否とに関わらずすべて投票の対象となる。

第4条 選挙が成立するためには、組合員総数の2分の1以上の投票がなければならない。

第5条

- (1) 選挙管理委員会は、立候補届出の期間、投票日、組合員名簿、投票の方法など選挙に必要な事項を、掲示等によりあらかじめ組合員に周知させなければならない。
- (2) 立候補の届出があった場合は、立候補者簿を投票日以前に公表しなければならない。

第6条

- (1) 投票はすべての支部役員について同時に行う。
- (2) それぞれの役員の定員ごとに得票数の多い順に当選者とする。但し、委員長、書記長は有効投票数の3分の1以上の得票数を必要とする。
- (3) 委員長、書記長で前項但し書の得票数が得らなかった場合には、それぞれ上位2名により再投票を行う。

1969年12月18日 制 定

1987年2月20日 一部改正

2005年12月8日 一部改正